

広島県告示第七百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤田 雄山

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社サン・クローバー瀬戸田	尾道市瀬戸田町名荷字前浜五二二番地	ヘルパースターシヨンももの樹	尾道市瀬戸田町名荷字大戸五二九番地一	介護予防訪問介護	平成二十二年六月三〇日
医療法人社団かなもとと医院	尾道市門田町一番四三三号	かなもとと医院	尾道市門田町一番四三三号	介護予防通所リハビリテーション	平成二十二年七月一日
特定非営利活動法人がつてん介護研究会	東広島市八本松町吉川二八九六番地	デイサービスがつてんクラブ	東広島市八本松町吉川二八九六番地	介護予防通所介護	平成二十二年七月一日
有限会社エクスレント	広島市中区西平塚町四番一五号	ナースステーションエクセレント	広島市中区西平塚町四番一五号	介護予防訪問看護	平成二十二年七月二〇日
サンキ・ウエルビイ株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	サンキ・ウエルビイ訪問看護ステーション広島	広島市中区堺町一丁目五番一〇号	介護予防訪問看護	平成二十二年七月三二日
医療法人たかまさ会	広島市東区上温品一丁目二四番九号	山崎病院デイサービスセンター	広島市東区上温品一丁目二四番九号	介護予防通所介護	平成二十二年七月三二日
有限会社西条イン	東広島市西条本町二番七号	ヘルパースターシヨンライフ	東広島市西条本町二番七号	介護予防訪問介護	平成二十二年七月三二日